

# 相続税のかかる財産とかからない財産

## 相続税がかかるもの

相続税は、原則として相続や遺贈によって取得した財産のすべてを課税対象とします。

### 不動産

- ▶ 土地、建物など(被相続人が購入して未登記のものも含む)

### 金融資産

- ▶ 現金、預貯金、有価証券など(被相続人が購入して名義書換え未了の株式・社債・被相続人の預貯金・株式で家族名義や無記名にしてあるものも含む)

### 金額に見積もり可能な権利

- ▶ 貸付金、営業権、特許権など

### みなし相続財産

- ▶ 死亡保険金、死亡退職金など

被相続人の死亡を原因として相続人に支払われる保険金や退職金などは、被相続人が生前から持っていた財産ではないので、遺産分割協議の対象にはなりません。しかし相続税の計算をするときは相続財産にふくめなければならないので、**みなし相続財産**としています。

財産を相続したものが、**相続開始前3年以内**に被相続人から生前贈与を受けていた場合は、その財産も相続税の課税価格に算入します。その金額は相続時点の額ではなく、贈与を受けた時の金額になります。

## 相続税がかからないもの

墓地や墓石神棚などや、国や地方公共団体などに寄付した財産、受け取った保険金の一定額などは相続税がかかりません。これらは社会政策的見地や国民感情などから、課税することが適当でないと認められるもので相続税の**非課税財産**と呼ばれています。

墓地や墓石でも、相続人が購入したものについては相続税の**非課税財産**とはなりません。

## 相続税がかからない財産の一例

墓地、墓石、仏壇、仏具、神棚など

公益事業を行う人がもらった財産で、その事業に使われることが確実なもの

相続税の申告期限までに国や地方公共団体あるいは特定の公益法人に寄付した財産、または一定の要件を満たす特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

保険金などのうち一定額(非課税限度額は法定相続人数×500万円)

退職手当金・功労金などのうち一定額(非課税限度額は法定相続人数×500万円)

## みなし相続財産の一例

死亡保険金	相続人の死亡によってもらった生命保険や損害保険の保険金で、その保険料の全部または一部を被相続人が負担していたもの
退職手当金	被相続人の死亡によってもらった退職手当金や功労金などの給与のうち、死亡後3年以内に支給額が確定したもの
生命保険契約に関する権利	被相続人が保険料を負担した生命保険などで、相続の日までに保険事故が発生していないもの



交通事故で被害者が死亡したことに對して支払われる**損害賠償金**は相続税の対象とはなりません。遺族の所得になりますが税法上**非課税ルール**がありますので、いずれにしても税金はかかりません。

ただし、被相続人が損害賠償金を受け取ることに生存中決まっていたけれど、受け取らないうちに死亡してしまったという場合には、**損害賠償金を受け取る権利(未収入金)**が相続財産となり、相続税の対象となります。